
ブックオフ JACCS カードポイントサービス規約

第1条（目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するブックオフ JACCS カード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて当社がポイントを付与し、会員は当社所定のポイントに応じて「ブックオフ JACCS カードポイント引換申請書」（以下「申請書」といいます。）記載の商品に交換いただくことができる制度です。本カードを利用して当社が付与するポイントは「ブックオフ・クレジットポイント」といいます。（以下「本ポイント」といいます。）なお、会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が実施するラブリエポイントやその他ポイントは付与されません。また、会員が「本ポイント」以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（ポイント付与および換算方法）

- 1.本ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。
- 2.前項のカード利用代金には、Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネー及びキャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものとは含まないものとします。
- 3.会員がブックオフに於いてカードショッピングを利用した場合は、当該カードショッピング利用代金の合計額に対し、金額 100 円（ただし、100 円未満は切り捨て）ごとに 1 ポイントに換算し、付与いたします。会員が当社加盟店及び関連加盟店に於いてカードショッピングを利用した場合は、当該カードショッピング利用代金の合計額に対し、金額 200 円（ただし、200 円未満は切り捨て）ごとに 1 ポイントに換算し、付与いたします。
- 4.本ポイント付与の対象者は、本人会員のみとします。

第4条（ポイントの有効期間）

- 1.ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して 24 ヶ月後の末日とします。
- 2.有効期間内に第5条、第6条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

第5条（還元）

当社は、各有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員からの申請に基づき当社が定める対象商品（デポジット）に交換することにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

第6条（還元の条件）

前条の還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとします。

- (1)有効期間内の累計ポイントが申請書等記載の交換必要ポイント以上であること。
- (2)当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
- (3)有効期間中において常に第3条第4項に規定するポイント付与の対象者であること。

第7条（ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員

に対して連絡するご利用代金明細書またはインターコムクラブの「ご利用代金明細照会」、もしくはハガキ（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます）により通知するものとします。

第8条（還元商品の返還）

還元商品受け渡し後、第6条に規定する還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づきただちに還元商品を当社に返還しなければならないものとします。

第9条（デポジットの有効期間）

ご利用代金明細等に表示いたします。有効期間は3ヶ月間です。

第10条（デポジットの利用について）

「ブックオフ専用デポジット」の有効期間内にてブックオフで利用したカード利用代金から「ブックオフ専用デポジット」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとします。なお、以下利用分は適用対象外とします。

ブックオフ楽天市場店

ブックオフ@Amazon.co.jp

なお、対象となるご利用店名・表記については予告なしに追加、または変更することができるものとします。

第11条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第12条（権利の譲渡等）

1.会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2.会員が第3条第4項に規定するポイント付与の対象者でないことが判明した場合、または第8条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとします。

第13条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第14条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第15条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第16条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。